

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	平成28年 第 12 号
受付日	平成28年 4月28日
質問者	藤田 真信 議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成28年 5月12日

担 当 部 局：教育委員会指導課

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく 藤田 真信 議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問

平成28年3月25日、文部科学大臣の定例記者会見において、組体操などによる事故の防止について以下の通り発表されました。

- ・ 各学校において、児童生徒の安全を確保するため、必要な措置を講ずることが求められている。
- ・ 組体操については、年間8,000件を超える負傷者、2,000件を超える骨折事案の報告がある。
- ・ 社会的な関心を集めており、事故防止に向けた措置をしっかりと講じていく必要がある。
- ・ 学校健康安全法で、学校には、お子さんを預かっている以上は、安全配慮義務が課されている。

- ・ 文科省としては、3月25日、各都道府県教育委員会に対し、組体操などによる事故防止の徹底を求める文書を発出した。各教育委員会等においても、本文書も踏まえ、組体操等の事故防止に向けて、しっかり取り組んでいただきたい。

そこで、以下の通り質問させていただきます。

- (1) 過去に本市の小・中学校における「組体操」に関わる事故があったか。
- (2) 県教育委員会より本市教育委員会に対してどのような指導がなされているか。
- (3) 本市教育委員会として各小・中学校に対してどのような指導がなされているか。
- (4) 各小・中学校から保護者へどのような説明がなされているか。

■答弁

(1)

四日市市においては、平成27年度、全小学校38校において組体操を行っております。中学校においては、22中学校のうち、ダンスの演技に3段ピラミッドを取り入れている学校が1校ございます。

本市の小・中学校における「組体操」に関わる怪我の報告については、平成25年度は36件、平成26年度は38件、平成27年度は31件ありました。怪我の発生は全て小学校におけるものです。平成27年度の怪我発生時の技の主な内訳は、「ピラミッド」が7件、「タワー」が4件となっております。また、「サボテン・肩車」で7件、「倒立」で3件、その他比較的簡単な技での事故も発生しております。

また、怪我の内訳としては、不全骨折（ひび等）を含む骨折7件、捻挫8件、挫傷・打撲が12件、その他が4件となっております。

(2)

全国的に組体操における安全確保が求められる中、平成28年3月25日、スポーツ庁

から都道府県教育委員会に対して「組体操等による事故の防止について」の通知がありました。

あわせて、三重県教育委員会から、市教育委員会に対して「組み体操における事故防止について」および「指導上の留意点」が示され、所管する小中学校に対して、児童生徒の実態に基づいた事故防止を図るための適切な指導・助言を行うよう通知がありました。

「組み体操における事故防止について（三重県教育委員会）」では、組体操を実施する場合には、過度に高さを求めないことや、できないと判断した場合は中止をしたり演技を変更したりするなど、児童生徒の実態に合わせて対応するよう示されました。その中で、事故の件数が多い「ピラミッド」については5段相当、「タワー」については3段相当を高さ制限の目安として示されました。

「指導上の留意点」では、事故件数の多い「ピラミッド」「タワー」「肩車・サボテン」「倒立」の4つの技について、事故発生状況や、事故発生を防ぐための段階的、計画的な指導、具体的な実技指導の仕方等が図入りで詳しく示されました。

(3)

本市教育委員会においては、過去の組体操における骨折等の事故報告を受け、平成27年9月3日、「運動会・体育祭等で行われている「組体操」にかかる安全の確保について」の文書により、各小中学校へ通知を出しました。

その中で、組体操を行う際の安全面への配慮や子どもたちの持っている力に応じた技の選択、事故につながる危険性の理解、場の安全の確保、事故に対する迅速かつ適切な対応を周知するとともに、「ピラミッド」や「タワー」等を行う場合、過度に高さのみを求めることのないよう注意を喚起しました。

また、平成28年1月の校長会において、運動会、体育祭における組体操等の現状と課題を示し、計画的・段階的・系統的な指導、子どもの発達段階や能力に応じた指導、教職員間での共通理解、場の安全管理等の徹底を図るよう、再度促しました。

さらに、先ほど述べました、スポーツ庁および三重県教育委員会からの「組体操における事故防止について」および「指導上の留意点」については、平成28年3月25日に本市教育委員会から、各小中学校へ通知したところです。加えて、平成28年4月12日には、子どもたちの体力等の状況を踏まえた段階的、計画的な指導とともに、三重県教育委員会に準じた「ピラミッド」や「タワー」の高さ制限の目安について、文書にて具体的に示しました。

このような状況を踏まえ、平成28年4月21日に実施した「小学校体力向上研修会」の中でも、組体操の指導のあり方等について取り上げ、組体操を実施する目的及び子どもにつけたい力について、十分に職員間での共通理解を図り、事故の防止及び系統的、計画的に指導するよう改めて依頼したところです。

(4)

本市において、平成28年度5月に、運動会で組体操を実施する小学校は12校あります。中学校では1学期中に1校が体育祭を実施しますが、組体操は行いません。12校の小学校においては、事故、怪我に配慮した内容や技の選定等が協議され、運動会に向けた練習が始まっています。

特に5月に実施する小学校については、組体操を行う際の安全確保について、学校だより等で保護者に向けて周知を図っています。また、学級通信や子どもたちが作成をする「運動会だより」等で保護者へ伝えたり、コミュニティースクール運営協議会の中で説明したりしている小学校もあります。今後、秋に実施する学校についても、保護者への十分な理解が得られるよう、改めて学校だよりや学校ホームページ等で周知を図るよう指導してまいります。

今後も、各学校において、組体操や怪我につながる恐れのある活動を実施する際には、活動内容に応じた安全対策を行うなどの必要な措置を講ずるよう各校への周知に努めてまいります。